

◎新潟県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
重度訪問介護	株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン	令和2年7月10日
重度訪問介護	株式会社リボン 糸魚川ステーション	糸魚川市南押上1丁目3番11号	株式会社リボン	令和2年7月10日
重度訪問介護	株式会社リボン 妙高ステーション	妙高市栗原2丁目8番21号	株式会社リボン	令和2年7月10日